

交野市寺・向井田地区まちづくり検討業務についての質問に対し以下のとおり回答します。

質疑1	登記簿謄本の公用申請での対応の他、権利関係の調査に必要な資料は、すべて提供または貸与していただくということでしょうか。	回答1	登記簿本の公用申請は可能です。 また、その他、権利関係の調査に必要な資料につきましては関係部局と調整のうえ、可能な限り対応させていただき予定としております。
質疑2	公募型プロポーザル実施要領P2「5.参加資格要件」について (6)に過去5年間で同種業務の履行実績と記載されていますが、業務実績調書に記載されているように、平成29年度以降の業務実績で業務履行中のものも記載可能という理解でよいでしょうか。	回答2	平成29年度以降の業務実績で業務履行中のものも記載可能です。
質疑3	公募型プロポーザル実施要領P2「5.参加資格要件」について (7)に管理技術者等は過去10年間で同種業務の履行実績と記載されていますが、過去10年間というのは、平成24年度以降の業務実績と理解してよいでしょうか。 また、業務履行中のものでも記載可能でしょうか。	回答3	平成24年度以降の業務実績との理解で結構です。 また、業務履行中のものも記載可能です。
質疑4	業務実績調書及び配置予定技術者調書について 業務実績調書及び配置担当予定技術者調書の業務実績について、実績件数によって審査基準書に記載されている点数に影響されるのでしょうか。	回答4	交野市寺・向井田地区まちづくり検討業務公募型プロポーザル実施要領の別紙1「審査基準書」に記載のとおり同種業務の履行実績で評価いたします。
質疑5	業務実績調書(様式第4号)について 「記載した業務の契約書の写しおよび仕様書の写しを添付」と記載されていますが、契約書及び仕様書の代わりにテクリスを添付することで対応できないでしょうか。	回答5	契約書の代替としてテクリスの添付は可能といたします。 ただし、受注された業務内容の確認を行うため、仕様書の提出はお願いいたします。
質疑6	配置予定技術者調書(様式第5号)について 担当技術者も記載することになっていますが、担当者全てを記載する必要があるのでしょうか。 それとも代表の担当者だけの記載でよいのでしょうか。	回答6	担当者全てを記載いただきますようお願いいたします。
質疑7	特記仕様書第3条(対象範囲)について 当業務の対象範囲「交野市向井田三丁目他」の対象範囲面積をご教授いただけませんか。	回答7	特記仕様書第3条(対象範囲)については、約13.6ha(GIS上での面積)です。(別紙位置図) なお、交野市寺・向井田地区まちづくり検討業務特記仕様書第16条のとおり交野市都市計画マスタープランなどに掲げる土地利用方針及びまちづくりの理念と目標を踏まえ、うえで当該地区を含む周辺地域全体に整備の方針が反映できるように十分に考慮して調査区域の設定を行ってください。
質疑8	特記仕様書第17条(土地登記簿の調査)について 土地登記簿の調査筆数をご教授いただけませんか。	回答8	約290筆を想定しています。
質疑9	特記仕様書第23条(建物登記簿の調査)について 建物登記簿の調査棟数をご教授いただけますでしょうか。	回答9	約20棟を想定しています。

質疑10	特記仕様書第33条(意識調査及びアンケート調査・解析)について アンケートの発送は誰が行うのでしょうか。 また、受注者で行う場合は直接経費として計上すればいいのでしょうか。	回答10	見積書への計上について市から直接経費、間接経費など指定するものはございません。 アンケートの発送は受注者で実施下さい。なお、アンケートに伴い市で費用を新たに負担することはございません。
質疑11	特記仕様書3ページ第16条(調査区域の設定) 特記仕様書第16条にて、調査区域を設定することとなっていますが、概ねの想定範囲がありましたらご教授ください。	回答11	回答7をご参照ください。
質疑12	特記仕様書2ページ第2章 業務内容 区域面積、土地の筆数、建物の棟数、権利者数について、想定される数量をご教授ください。	回答12	区域面積は、回答7をご参照ください。 土地の筆数については、回答8。建物の棟数については、回答9をご参照ください。 権利者数については、農地については約50世帯の権利者を想定していますが、農地以外については不明です。
質疑13	特記仕様書3ページ、4ページ第17条、第23条 登記簿等は、公用申請にて交付されたものを貸与いただくの理解でよいでしょうか。	回答13	登記謄本の公用申請は可能です。
質疑14	特記仕様書P3～6:業務内容 積算上、前提となる区域面積をご教示願います。	質疑14	回答7および回答12をご参照ください。
質疑15	特記仕様書P3～6:業務内容 おおむねの権利者数・アンケート対象者数がわかればご教示願います。	回答15	回答12をご参照ください。
質疑16	特記仕様書P4:業務内容 現況図は、提供資料として想定すればよいでしょうか？それとも、現況図作成も本業で必要でしょうか？ (現況図作成が必要な場合、その他基準点測量や水準測量の必要性などもご教示願います。)	回答16	市所有の地形図の提供を想定しています。
質疑17	特記仕様書P6:業務内容 勉強会の想定回数をご教示願います。	回答17	現在、農地の所有者を対象にまちづくりの説明会を2回開催し、地権者によるまちづくり組織の設立の意向を確認しております。 勉強会の回数につきましては、検討状況や事業化までのスケジュール想定を踏まえてご提案いただきますようお願いいたします。
質疑18	特記仕様書P3 第16条(調査区域の設定) 貴市が想定する調査区域及び対象とする地権者数をご教授いただくことは可能でしょうか。	回答18	回答7および回答12をご参照ください。
質疑19	特記仕様書P3 第32条(実現方策の検討) 貴市の想定する事業化までのスケジュールがあれば、ご教示願いただけませんか。	回答19	想定スケジュールはございません。 御社が想定する早期に事業化できる現実的なスケジュールをご提案いたしますようお願いいたします。
質疑20	特記仕様書P6 第34条(地元組織の運営支援) 現在、なんらかの地元組織はあるのでしょうか。地元組織がある場合、これまでにどのような説明や活動をされてきたのでしょうか。 また、地権者の事業化に対する合意形成の熟度が分かる資料がある場合は、ご提供いただけませんか。	回答20	現時点でまちづくりの検討組織設立の意向を示されているものの組織の設立には至っていません。 活動といたしましては、令和3年度に農地所有者の中で人・農地プランの作成を行わない方針が示される中で、土地活用に対する機運が高まっています。 また、令和4年度に入り2回、市主催でまちづくりの説明会を開催いたしました。まちづくりの手法や当該業務の概要などを説明をおこなっています。資料につきましては、契約後の提供となりますのでご了承ください。